

令和 2 年 3 月 3 0 日

財 政 課 入 札 管 理 係

山田町営建設工事請負契約等に係る契約の保証の取扱いについて（お知らせ）

令和 2 年 4 月 1 日付けで山田町営建設工事請負契約及び建設関連業務委託契約（以下「工事請負契約等」という。）に係る契約の保証の取扱いを一部改正します。

これに伴い、4 月 1 日以降に締結する工事請負契約等に係る契約の保証のうち、金融機関等による公共工事履行保証や履行保証保険等（以下「履行保証等」という。）により契約の保証を付する場合には、当面の間は下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 令和 2 年 4 月 1 日以降の契約の保証について

別紙のとおり

2 当面の間の履行保証等証券の取扱い

令和 2 年 4 月 1 日以降に工事請負契約等に係る契約の保証を履行保証等により付する場合において、当該履行保証等証券の契約書（契約約款）に 3 月 3 1 日以前適用の約款の表現が残っている場合であっても、別途、4 月 1 日以降の取扱いに対応した読み替えを示した書類を付する等、保証金の支払いが行われることが担保される措置が取られている場合には、当面の間、当該履行保証証券は有効なものとして取り扱うものとする。

## 契約の保証について

1 請負者又は受託者（以下「請負者等」という。）は、工事請負契約又は業務委託契約案の提出とともに、以下の(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。また、提出又は提示した(1)から(5)のいずれかの書類の〔注〕に掲げる事項について承諾するものとする。

(1) 契約保証金の納付に係る領収証書

〔注〕ア 契約保証金の額に相当する額の金銭の納付に係る領収証書を山田町長に提示すること。

イ 請負代金額又は業務委託料（以下「請負代金額等」という。）の変更により契約保証金の額を変更する場合の取扱いについては、山田町長の指示に従うこと。

ウ 請負者等の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は町に帰属する。

エ 請負者等は、工事又は建設関連業務（以下「工事等」という。）の完成又は完了後、請負代金額等の支払請求書の提出とともに、契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等

〔注〕ア 契約保証金の額に相当する山田町財務規則（昭和42年山田町規則第36号。以下「規則」という。）第132条第1項第1号に規定する有価証券を山田町長に提出すること。

イ 請負代金額等の変更により契約保証金の額を変更する場合の取扱いについては、山田町長の指示に従うこと。

ウ 請負者等の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は町に帰属する。

エ 請負者等は、工事等の完成又は完了後、請負代金額等の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書

〔注〕ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「山田町長 ○○○○」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書又は業務委託契約書（以下「工事請負契約書等」という。）に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る工事等の工事名又は委託業務名（以下「工事名等」という。）の欄には、工事請負契約書等に記載されている工事名等が記載されるように申し込むこと。

オ 保証額は、契約保証金の額以上とすること。

カ 保証期間は、工期又は履行期間（以下「工期等」という。）を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額等の変更又は工期等の変更等により保証額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、山田町長の指示に従うこと。

ケ 請負者等の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行等又は保証事業会社から支

払われた保証金は町に帰属する。

なお、違約金の額が保証額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 請負者等は、銀行等が保証した場合にあっては、工事等の完成又は完了後、山田町長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### (4) 公共工事履行保証証券に係る証券

[注] ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の債権者の欄には、「山田町長 ○○○○」と記載されるように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名等の欄には、工事請負契約書等に記載される工事名等が記載されるように申し込むこと。

エ 保証額は、請負代金額等の10分の1の額以上とする。

オ 保証期間は、工期等を含むものとする。

カ 請負代金額等の変更又は工期等の変更等により保証額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、山田町長の指示に従うこと。

キ 請負者等の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は町に帰属する。

なお、違約金の額が保証額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### (5) 履行保証保険契約に係る証券

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額補填方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には「山田町長 ○○○○」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名等の欄には、工事請負契約書等に記載される工事名等が記載されるように申し込むこと。

オ 保険額は、請負代金額等の10分の1の額以上とする。

カ 保険期間は、工期等を含むものとする。

キ 請負代金額等の変更により保険額を変更する場合の取扱いについては、山田町長の指示に従うこと。

ク 請負者等の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は町に帰属する。

なお、違約金の額が保険額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 1 (3) (4) (5) のいずれかの書類により契約の保証を付する場合は、以下の(1)から(3)に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 請負者等について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者等について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者等について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 1の規定にかかわらず、規則第131条第6号に該当するときは、契約の保証を付さなくてもよいものとする。